

求職者支援訓練を受講中のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う指定来所日の限定的な特例措置の延長について

(特例期間 令和2年8月1日～令和2年9月30日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、指定来所日等については下記のとおりとなります。該当する求職者支援訓練受講中の方は、ハローワークにお申し出ください。

記

1 職業訓練受講給付金における指定来所日等の取扱いについて

令和2年8月1日から令和2年9月30日までに指定来所日がある方は、原則として、来所による職業訓練受講給付金の支給申請手続きが必要です。

ただし、感染予防等の観点から郵送での提出を希望する場合は、特例期間中に限り、来所することなくハローワークへの郵送による提出が可能です。

なお、当初予定されていた指定来所日の変更を希望する場合は、次の指定来所日までに限って、指定来所日の変更を相談することができます。

今後の感染拡大の状況によっては、令和2年10月1日以降、原則として郵送での提出による支給申請手が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

2 求職活動の取扱いについて（求職活動を実施できなかった場合の特例措置）

令和2年3月11日から令和2年9月30日までの期間が支給単位期間に1日以上含まれる方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を就職支援計画のとおり行えなかった方は、どのような準備（インターネット等での検索等）を行ったかを確認させていただくことで、求職活動としてみなすことができます。

今後の感染拡大の状況によっては、令和2年10月1日以降の求職活動については、以上の特例措置は認められない可能性がありますので、ご注意ください。